

わが社の運輸安全マネジメントの取組実施期間（2025年1月1日～12月31日）

A

毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善処置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

・わが社の事故防止のための安全方針

輸送の安全は業務の基本

指差し呼称・呼称運転の完全実施（発進時直前に前後左右の安全確認で発進時の事故防止）

車両の4S（整理・整頓・清掃・清潔）

・社内への周知方法

本社及び各事務所、各営業所へ掲示する

・安全方針に基づく目標（2025年1月1日～12月31日）事故発生率：0.015%以下

社内安全ルールの完全実施：シグマ5つの誓いと構内3原則！

※1 追突事故防止！ ※2 信号機のない横断歩道上とその付近（前後1m）での事故防止！

重大事故「ゼロ」：人身、追突、無人暴走、踏切事故、健康起因性事故！

※SAS自己診断表によるチェックを実施して要注意者には精密検査受診の後追いを指導！

・目標達成のための計画（2025年1月1日～12月31日）

全員参加の先取り安全活動として、「不安全状態・不安全行動」を取り除く！

※1 声掛け運動の実践！ ※2 安全への思いを共有して一丸となり事故撲滅体制を作る！

・わが社における安全に関する情報交換方法

毎月実施される本社安全会議に於いて、事故防止に関する対策を各営業所へ議事録及び資料の配信と、

月次に開催される各所長会議で運行管理部担当者が所長教育を行い、各所長は営業所全所員に落とし込む

・わが社の安全に関する反省事項（2024年1月1日～12月31日）

管理部管理部通達及び事故速報や年間教育計画（国交大臣告示12項目含む）からの記録は残されているが、

中には通り一遍な指導となり全社員が安全意識を改めるまでには至らなかった

・反省事項に対する改善方法（2025年1月1日～12月31日）

※通達の内容に対して具体的な安全行動を記載して安全を誓っているか教育記録簿をチェックして記載事項に具体性がない場合は再教育

B

毎年度等、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

・わが社の安全に関する目標達成状況（2024年度目標達成結果）

目 標：「人身事故」「追突事故」「踏切事故」「無人暴走」「健康起因性事故」0件

達 成：「無人暴走」「踏切事故」「健康起因性事故」

未達成：「人身事故 2件」「追突事故 2件」

軽微事故が「15」件と多発した為、継続して事故防止研究会の強化を図り事故撲滅に向ける

・わが社の事故に関する情報

2024年度：自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令）第2条に規定する事故2件

注）輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等（写）、改善報告書（写）を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

日付： 2025 年 1 月 1 日

会
社
名

シグマロジスティクス株式会社

代
表
者
名

平澤 繁樹